

令和2年5月8日

保護者 様

栃木市教育委員会教育長 青木 千津子  
栃木市立大平中学校長 中山 観

新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業期間の再延長及び夏季休業期間の短縮について（お願い）

日頃より子どもたちの健康・安全についてご協力いただきありがとうございます。  
さて、国の緊急事態宣言の延長を受け、本市の臨時休業期間を再度延長いたします。  
また、長期に渡る臨時休業期間に対する学びの保障として、授業時数確保のために夏季休業期間を短縮いたします。  
つきましては、今後の対応について下記のとおりといたしますので、下記内容をご理解いただき、お子様へのご指導も含めてご対応をお願い申し上げます。

#### 記

- 1 再延長休業期間  
令和2年5月18日（月）～令和2年5月31日（日）
- 2 学校再開に向けた準備期間の設定
  - (1) 第1段階 5月18日（月）から個別指導による生活・学習状況の把握を行う。
  - (2) 第2段階 5月25日（月）からの週で、1～2回の短時間での分散登校を行う。※ 「分散登校」とは、学年や学級、地区単位等で分散して登校すること。
- 3 休業期間後の対応等について  
令和2年6月1日は午前中のみの登校とし、給食をとらず下校とする。6月2日から給食有りの通常登校とする。
- 4 夏季休業期間  
令和2年8月1日（土）～令和2年8月16日（日）
- 5 部活動等について  
部活動については休業期間中は自粛とする。また、校庭の開放については、市の非常事態宣言が解除されてから検討するが、体育館については開放しない。  
なお、運動不足を補うために、自宅で行える運動等について、文科省やその他の機関から出されているウェブ上事例等を参考に行うこと。
- 6 その他  
休業期間中の分散登校時の欠席については、欠席扱いとはしない。

<問合せ先>  
栃木市立大平中学校  
担当 教頭 山田 恒夫  
TEL 0282-43-2223